

著作権法施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第十七号） 新旧対照条文

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章―第十章（略）</p> <p>第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二條の四―第二十二條の六）</p> <p>第十一章・第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（著作権等の保護に関する事業等のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額の算出に用いる割合）</p> <p>第二十二條の六 令第五十七條の十一の文部科学省令で定める割合は、二割とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第十章（略）</p> <p>第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二條の四・第二十二條の五）</p> <p>第十一章・第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>